

公益社団法人

京都府助産師会

運 営 規 程

公益社団法人 京都府助産師会 運営規程

第一章 総則

(目的)

第一条 定款第四十九条により、公益社団法人京都府助産師会（以下「本会」という）の運営に必要な事項を定める

第二章 事業

(助産師会の事業)

第二条 本会の事業は、別途細則に定める

(諸謝金)

第三条 定款第四条の事業で発生する諸謝金は、研修・事業に関する謝礼及び交通費の支払規程による

第三章 会員

(会員入会の手続き)

第四条 正会員になることを希望する者は、入会届を本会に提出しなければならない

2 前項において、本会は速やかに理事会の承認を得た上で、総会において定める会費を本会が受け取るとともに、正会員名簿に登録しなければならない

(特別会員)

第五条 定款第五条第三項に規定する高齢とは満八十歳以上をいうが、年齢に関わらず疾病等で休業を余儀なくされている正会員は、理事会の承諾を経て、特別会員への変更を会長に申し出ることができる

(永年会員)

第六条 およそ三十年以上会員として本会に貢献してきた者を永年会員とし、永年会員名簿に登録しなければならない

(賛助会員)

第七条 賛助会員は次の三種類とする

- 一 個人会員
 - 二 学生会員
 - 三 法人会員（企業等）
- 2 理事会で承認された各賛助会員は、第十二条第4項に規定された会費を本会に支払うものとする。本会は、賛助会員名簿に登録し、毎年賛助会員証を交付する
 - 3 賛助会員には会報等を提供する
 - 4 法人会員は、本会のホームページに広告を掲載することができる。あるいは、法人会員のホームページにリンクすることができる。ただし、個人会員にはこれを認めない
 - 5 助産師は賛助会員になることはできない

(会員特典)

第八条 正会員及び特別会員は、本会の理事会報告及び運営等の情報を、会より定期的に得ることができる

- 2 正会員は、会の運営に理事会の承認のもと主催者側として参加することができる
- 3 この会員特典は、会員の資格の喪失と同時に失われる
- 4 正会員は、総会の議決権を有する。ただしその年度の総会当日において正会員であることが条件となる

(出張旅費)

第九条 会員の出張旅費は、役員報酬等に関する規程に準ずる

(退会の手続き)

第十条 正会員及び特別会員が退会しようとするときは、退会届を会長に届け出なければならない

(居住地の変更届出)

第十一条 居住地または勤務地を変更したときは、速やかに会長に届け出なければならない

- 2 会員が支部及び専門部会を変更したときも速やかに会長に届け出なければならない

第四章 会費

(入会金及び会費)

第十二条 入会金は会員一人三千円とする。ただし、賛助会員であった学生が正会員となる場合は、それを免除する

- 2 正会員の会費は年一万五千円とする
- 3 特別会員の会費は年五千円とする
- 4 賛助会員は、個人及び学生会員は一口年二千円、法人一口年一万円とする。

(会費納入方法)

第十三条 正会員及び特別会員の会費は、三月末までに翌年度分を、指定された口座へ振込により納入する。ただし新入会員の場合はこの限りではない

- 2 賛助会員は振込により納入する
- 3 平成二十九年度会費より、日本助産師会の会費を引き落とししている者は、同時に京都府助産師会の会費も引き落としすることが出来る。

(会費納入期日と再入会)

第十四条 会費納入期日を当該年度の始まる前日の三月三十一日とする

- 2 正会員及び特別会員は、会費をその対象年度の三月三十一日までに納入しない場合は、会員資格を喪失する
- 3 会費滞納による資格喪失からの再入会は新入会と見なし、入会金が発生する。また、会員歴から未納の一年間が抹消される
- 4 対象年度の十月三十一日までに会費を納入していない場合、会からのメール便等情報の配信を一時停止する。会費納入が確認された時点からメール便等の情報提供は復活する
- 5 会長は、各支部長を通じて、会費滞納者にメール便等の停止を連絡しなければならない
- 6 会費滞納期間中の会員福祉等の権利は、それまでの会員期間を考慮の上、理事会が判断する

(会費滞納者)

第十五条 会費滞納者への対応は別途細則に定める

(会費使途)

第十六条 会費の九十パーセント以内を公益目的事業を行うための管理目的に使用することができる

第五章 役員

(役員を選任及び任期)

第十七条 役員任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。引き続き就任する場合は、六年目の定時総会の終了日を超えて就任することはできない。但し、複数の役員改選時期が重なり、第二項と抵触する場合は、理事会の決議により、副会長のいずれか一方、あるいは会計担当理事と書記担当理事のいずれか一方の任期を一年間延長することができる

- 2 副会長は毎年一名を改選する。会計担当理事と書記担当理事は毎年交互に改選する。
- 3 役員は選任される日に満七十歳に達する者は就任することができない。但し、再任の場合はこの限りではない
- 4 監事のうち一名は医療職以外の監事を置くことができる。その場合は、理事会と総会で承認を得、会長が委任する

(役員報酬)

第十八条 役員報酬は、役員報酬等に関する規程による

第六章 総会

(開催期日)

第十九条 定時総会は毎年五月に開催する。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決議を経て変更することができる

(総会の定足数)

第二十条 総会の定足数は、委任状による出席を加える

- 2 総会に出席できない社員に対し、書面表決を認めるか否かは理事会において決定し、その決定内容を招集通知に記載する

第七章 理事会

(理事会の任務)

第二十一条 理事会は、定款に定める事項の他、次の各号に掲げる事項について審議する

- 一 会の運営に関する事項
- 二 その他法律で定める事項等

(開催要項)

第二十二條 理事会は、年六回以上開催する

- 2 開催要項の詳細は別途細則に定める

(債務負担行為)

第二十三條 定款第二十九條第二項二号に基づき、理事会は総会における承認なしでは、累積して当該年度の年会費の二分の一以上の債務を負担することはできない

第八章 役員の選任

(選挙管理委員会)

第二十四條 本会に選挙管理委員会を置く

- 2 選挙管理委員会は、各支部一名の委員をもって組織し、委員長を互選する
- 3 選挙管理委員は、各支部から一名の候補者の他、補欠一名の立候補、又は推薦を受け、総会において選出する
- 4 選挙管理委員の任期は、選出された総会の翌日から二年後の総会当日までとする

(選出)

第二十五條 正会員は役員に立候補することができる

- 2 理事及び監事（医療職以外の監事を除く）に立候補しようとする会員は、原則として総会の三か月前までにその旨を選挙管理委員長に申し出なければならない
- 3 理事会は、総会の二十八日前までに選挙管理委員長に対し、役員候補者を推薦することができる
- 4 選挙管理委員長は総会の二十一日前までに役員候補者の名簿を理事会に提出し、その認証を得なければならない
- 5 役員の選出は、役員候補者名簿の各候補者欄に○×を記載する方法により行い、過半数の信任を得た候補者を選任する
- 6 第五項の投票の結果、当選者の数が必要な定足数に達しない場合は、当選者を除いた役員候補者名簿による再投票を行い、過半数の信任を得た候補者を選任する
- 7 第五項の投票の結果、当選者の数が必要な定足数を超える場合は、得票数の多い候補者から選任する

(補欠役員の選任)

第二十六條 役員員数が定数を下回ったときは、補欠役員の選任を行う

- 2 補欠役員の選任は、臨時総会にて行うことができる

(選挙管理委員会の職務)

第二十七条 選挙管理委員会は、理事会の認証を得た役員候補者名等を、総会の十四日前までに会員に通知しなければならない

- 2 選挙管理委員は、投票が公明かつ適正に行われるよう配慮しなければならない
 - 一 議長の投票開始の宣言後からは、選挙管理委員長が進行する
 - 二 議場を封鎖し場内の会員数を確認する。確認後の会員の入退席は禁止する
 - 三 場内の会員の中から、各支部より一名の立会人を選任する。立会人は、選挙管理委員とともに投票に不正がないように監視する
 - 四 投票開始前に、立会人とともに不正がないか、投票箱が空であることを確認する
 - 五 選挙管理委員は、所定の投票用紙を配布する
 - 六 会員に用紙の記載方法、投票箱への投函方法を説明する
 - 七 会員の投票がすべて終わったら、投票漏れのないことを確認し、投票終了を会場に告げる。会場封鎖を解く。議長に権限を返還する。投票箱をその場で封印し、所定の場所で開票を行う
- 3 開票は以下の手順で行う
 - 一 開票は、選挙管理委員と立会人が行い、それ以外の者の立ち入りは厳禁とする
 - 二 投票総数を確認し、投票総数と会場封鎖時の人数が同じであることを確認する
 - 三 有効投票と無効投票の分類を行う
 - 四 役員、選挙管理委員毎に投票の集計を行う
 - 五 集計後、投票用紙は保管できるように取りまとめる
- 4 選挙管理委員長は、開票結果を速やかに会長及び議場の会員に報告する
 - 一 委員長は、集計結果を一覧にして議長に提出する
 - 二 投票の結果を記録した選任記録簿を作成し、議長に提出及び議場に表示する。なお、選任記録簿には選挙管理委員、議長及び立会人が署名押印しなければならない

(無効投票)

第二十八条 次の投票は無効とする

- 一 「京都府助産師会の印」の捺印のある所定の用紙以外の用紙を使用したもの
- 二 候補者名あるいは指定の記号以外の記号で記載したもの

(保管)

第二十九条 投票用紙及び選挙に関する書類は、二年間所定の場所に保管する

第九章 支部

(支部の区分)

第三十条 本会に六つの支部を置く

- 一 北支部：京都市北区、同左京区
- 二 中支部：同上京区、同中京区
- 三 東支部：同下京区、同南区、同東山区、同山科区、同伏見区
- 四 南支部：山城北地域、山城南地域、相楽地域
- 五 西支部：同右京区、同西京区、乙訓地域、南丹地域
- 六 丹後支部：中丹東地域、中丹西地域、丹後地域

2 会員は必ずいずれかの支部に所属する。所属支部については、原則として次の通りとする

- 一 就業先のある者は、就業先の所在地がある支部
- 二 就業先のない者は、居住地域のある支部
- 三 その他

(活動)

第三十一条 定款第十二条に基づいて各支部の活動を定める

(機能)

第三十二条 各支部は、年一回各支部の総括・方針を作成し、理事会に報告する

(会議)

第三十三条 各支部は年二回以上の定例会を開催し、会議内容及び会計について理事会に報告する

第十章 専門部会

(専門部会の設置)

第三十四条 本会に三つの専門部会を置く

- 一 助産所部会
- 二 保健指導部会
- 三 勤務部会

2 会員は就業形態により必ずいずれかの部会に所属する

(活動)

第三十五条 定款第十三条に基づいて各部会の活動を定める

(機能)

第三十六条 各部会は、年一回部会の総括・方針を作成し、理事会に報告する

(会議)

第三十七条 各部会は年二回以上の定例会を開催し、会議内容及び会計について理事会に報告する

第十一章 委員会

(委員会の設置)

第三十八条 定款第二十九条第二項五号に基づき、理事会は、本会の運営に必要な常設委員会及び臨時委員会を設置することができる

- 2 委員は各支部、又は各部会又は必要とされる他の委員会から推薦された委員により構成する
- 3 委員会に関する細則は、理事会の決議に基づき会長がこれを定める

第十二章 基金

(募集)

第三十九条 定款第四十二条に基づき、基金の募集の必要性を理事会で決議することができる

(募集方法)

第四十条 理事会は、募集事項、申込書と契約書の書式の作成を行う

(返還場所と方法)

第四十一条 助産師会館において、清算人に内容確認を行い、受け取り押印することとし、それぞれの基金の申込者（既に死亡の場合はその家族）に返還する

(清算人)

第四十二条 清算人は、社員総会において理事の中から三名を決める

第十三章 会員福祉

(会員福祉の内容)

第四十三条 次の内容からなる福祉を行う

- 一 本会は全会員を以て組織するとともに、全会員は平等の特典を受ける資格がある
- 二 本会は、会員の人生最後の典礼に資することを目的とする
- 三 本会は、入会后二か年を経過した会員で、不幸にして他界した際には、金一万五千円を弔慰金として贈呈する
- 四 本会は、永年会員が退会后に逝去した際には、献花を行う

第十四章 雑 則

第四十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う

附則

本運営規程は、公益社団法人京都府助産師会が登記された日「平成二十五年四月一日」より施行する

附則

第十七条1項、2項、3項の改正規定は、理事会の承認を得て平成二十五年六月一日より施行する（平成二五・六・一 承認）

附則

第七条2項の訂正、同4項、5項の追加規定、第十二条1項、4項の改正規定は、理事会の承認を得て平成二十五年九月一日より施行する（平成二五・八・三 承認）

附則

第十三条の改正規定は、理事会の承認を得て平成二十六年五月一日より施行する（平成二六・四・二七 承認）

附則

第十七条1項の改正規定は、理事会の承認を得て平成二十六年十二月二十一日より施行する（平成二六・十二・二十 承認）

附則

第三十八条2項の変更は

附則

第十四条4項の変更は、

附則

第七条2項の変更及び 十二条4項の変更及び 第十三条3項の変更は、理事会の承認を得て
平成二十九年十月二十九日より施行する（平成二十九・十・二十八 承認）

以上